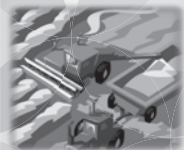


担い手通信



第40号
令和3年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話：0187-63-1111
FAX：0187-62-9388

今回のラインナップ

- ★「人・農地プラン」の作成と関係施策について
- ★令和4年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います
- ★令和3年度機構集積協力金の交付基準について

「人・農地プラン」の作成と関係施策

高齢化の進展、耕作放棄地の増加等が懸念される中、地区の皆さんで課題を共有し、地区の農地をどのようにして守っていくかなどといった問題について話し合いを行い、プランを作成することが求められています。また、一旦プランを作成した後も、随時話し合いを行い、よりよいプランに見直ししていくことが大切です。

1. 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いによって

- ◎地区内において今後の中心となる経営体（「中心経営体」と呼びます）はどこか
- ◎その中心経営体へどのようにして農地を集めるか
例. 農地中間管理機構を積極的に活用する
- ◎中心経営体へ農地を集めるため、どのようなことに取り組むか
例. 中心経営体の経営能力向上のため補助事業を活用して機械・設備の導入を図る

などについて話し合い、プランとして形にしていきます。

〈地区における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地区の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアとすることも可能です。
- 地区の将来に関する話し合いですので、経営主以外の方も積極的に参加してください。

2. 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆人・農地プランを作成した地区は、

- ◎機構集積協力金（地域集積協力金）
地域で農地中間管理機構にまとめた農地を貸し付けた場合、その地域に対して地域集積協力金が交付されます。

※詳細は裏面を参照

☆人・農地プランに中心経営体として位置付けられると、

- ◎農業次世代人材投資資金（経営開始型）

原則49歳以下で独立・自営就農する方

- ◎スーパーL資金の当初5年間無利子化

認定農業者

- ◎強い農業・担い手づくり総合支援交付金

経営基盤の改善・発展に取り組む中心経営体

※詳細は裏面を参照

等の支援・措置が受けられます。ご関心のある方は、居住地域の各支所農林建設課または市役所農業振興課にご連絡ください。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めにプラン作成に向けた話し合いを始めることが必要です。

大仙市では、令和2年12月から今年3月にかけて、過去に人・農地プランを作成したものの中心経営体への農地集積が十分に進んでいなかった23地区を対象として、人・農地プランに関する話し合いの場を設けました。アンケート結果や地図により地区における高齢化の状況等について皆さんで情報共有し、これからの地区の農地の問題について活発な意見交換を行いました。



内小友地区(大曲)における話し合いの様子

3. 人・農地プランは、随時見直すことができます。

☆最初から完全なプランにする必要はありません。一旦プランを決めても、

- ◎新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎集落営農・法人を立ち上げ、中心経営体となる時などは、プランの見直しにより2のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれば、農業次世代人材投資事業の支援を受けることができます。

令和4年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械・施設の導入を検討されている方は、9月24日(金)まで、居住地の各支所農林建設課及びJA各営農センター、市役所農業振興課にご相談ください。

国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業実施には、付加価値額の拡大(所得向上)や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。

また、要望したことで必ず事業採択されるものではありません。あらかじめご了承ください。

【参考】令和3年度に実施している事業内容等

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(国庫補助事業)
適切な人・農地プランが作成された地域において、中心経営体が融資を受けて農業用機械・施設等の導入をする場合に、融資残へ補助金を交付できる事業です。経営発展の取り組みを行う地域農業の担い手を支援します。
【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械や乾燥調整施設等の施設
【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等
【補助率】税抜事業費の3/10以内(上限額:先進タイプ個人1,000万円、法人1,500万円、地域タイプ個人法人問わず300万円)
- 新時代を勝ち抜く!農業夢プラン応援事業(県単補助事業)
県の戦略作物の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。
【対象品目】野菜、花き、果樹、土地利用型作物、畜産、6次産業化
【対象者】認定農業者、認定新規就農者、女性農業者等
【補助率】4/12以内 ※市の協調助成あり(1/12~3/12)
- 地域の核となる農業経営継承後継者支援事業(市単独事業)
親元の稲作経営を継承し、認定農業者(認定新規就農者)となる若手農業後継者の稲作機械導入を支援します。
【対象】田植機、コンバイン
【対象者】市内在住の18歳以上50歳未満の農業者で、親元(2親等以内)の稲作経営を認定農業者または認定新規就農者として継承した方
【補助率】税抜事業費の1/6以内(上限額:田植機45万円、コンバイン75万円)
- 地域の核となる大規模農業法人支援事業(市単独事業)
大規模農業法人の水稻・大豆生産に係る機械・施設等の導入を支援します。
【対象】水稻・大豆生産に係る機械・施設、防除用ドローン
【対象者】市内に住所を有する認定農業法人(50歳未満の後継者がいる1戸1法人を含む)
【補助率】税抜事業費の1/4以内(上限額:水稻・大豆機械等150万円または75万円、防除用ドローン50万円)



令和3年度機構集積協力金の交付基準について

地域に対する支援

◆地域集積協力金◆

人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構(秋田県農業公社)に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付される協力金です。

(1) 集積タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

区分	機構の活用率(※1)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超、40%以下	4%超、15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超、70%以下	15%超、30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超、50%以下	2.2万円/10a
区分4	—	50%超	2.8万円/10a

※1 機構の活用率は、以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

再貸付面積とは? 過去に機構に貸付した農地の再貸付や期間満了に伴い更新した農地

(2) 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

区分	機構の活用率(※2)	交付単価
区分1	40%超、70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

※2 機構の活用率は、以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率(累積)} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

(1)と(2)を重複して受給することが可能となりました。

個人に対する支援

◆経営転換協力金◆

農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、または、農地の相続人で農業経営を行わない者が農地中間管理機構(秋田県農業公社)に農地を貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、貸付面積に応じて交付される協力金です。

	交付単価	上限額
令和元~3年度	1.5万円/10a	50万円/戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/戸

※1 令和3年度に経営転換協力金の交付を受けようとする場合は、機構への農地の貸付けについて、令和3年10月20日(水)までに農業委員会へ申請することが必要になりますので、ご注意ください。

※2 令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象となりますので、ご注意ください。

【農地中間管理事業を活用しましょう!】

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては、随時相談を受け付けておりますので、農地の貸し借りを検討されている方はお近くのJA各営農センター、市役所農業振興課・各支所農林建設課及び農業委員会にご相談ください。